○厚生労働省告示第百九十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第二号又は第三号（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　労働安全衛生法第三十八条第一項のボイラーに係る登録製造時等検査機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	一般社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋五丁目三番一号	高村　淑彦	平成二十五年四月一日

2　労働安全衛生法第三十八条第一項のボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	平成二十五年三月三十一日
	鹿児島検査事務所	鹿児島県鹿児島市長田町一番十六号			

3　労働安全衛生法第三十八条第一項のボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	山形事務所	山形県山形市あこや町二丁目三番一号	山形県山形市鋳物町四十八番三号	平成二十五年四月一日

4　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	一般社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋五丁目三番一号	高村　淑彦	平成二十五年四月一日

5　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	平成二十五年三月三十一日
	鹿児島検査事務所	鹿児島県鹿児島市長田町一番十六号			

6　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
株式会社損害保険ジャパン	中部ボイラ検査事務所	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十二番二十一号	愛知県名古屋市中区錦一丁目十六番二十号	平成二十五年四月二日

7　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	山形事務所	山形県山形市あこや町二丁目三番一号	山形県山形市鋳物町四十八番三号	平成二十五年四月一日

8　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本クレーン協会	大阪検査事務所	大阪府大阪市都島区片町二丁目二番四十号	大阪検査事務所	大阪府大阪市都島区片町二丁目二番四十号	平成二十五年三月三十一日
	奈良検査事務所	奈良県奈良市法華寺町百二十四番一号			

9　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本クレーン協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市別府町二番五号	宮崎県宮崎市西高松町一番三十五号	平成二十四年十二月十日